

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県総務部県民活動・男女共同参画課に備え置き、平成26年6月23日まで縦覧に供する。

平成26年4月30日

香川県知事 浜田 恵造

1 申請のあつた年月日

平成26年4月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

NPO法人香川相続相談センター

葛西 勇雄

丸亀市郡家町3268番地2

3 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々が相続に関する諸問題を気軽に相談できる場を提供し、相続に関する専門的知識を普及させることを通じ、円満・円滑な相続の実現に寄与することを目的とする。